

広島県地方産業教育審議会委員の任命について

令和3年6月24日
 高校教育指導課

1 概要

広島県地方産業教育審議会の委員を次のとおり決定した。

2 委員名簿

	選出分野	ふりがな 氏 名	所 属 / 職 名 等
産業界	農業分野	ほんだ まさき 本 多 正 樹	株式会社ハラダファーム本多／代表取締役
	工業分野	うえつき しんいちろう 植 月 真 一 郎	マツダ株式会社／主幹
	商業分野	やまもと たかあき 山 本 孝 昭	株式会社ドリーム・アーツ／代表取締役社長
	家庭分野	かわむら みつる 川 村 満	一般社団法人広島県日本調理技能士会／会長
	看護・福祉 分野	きぬがさ まさずみ 衣 笠 正 純	社会福祉法人広島県社会福祉協議会 ／常務理事（兼）事務局長
学識経験者等	大学	ながさか やすし 長 坂 康 史	広島工業大学／学長
	専修学校・ 各種学校	ふるさわ さいじ 古 澤 宰 治	公益社団法人広島県専修学校各種学校連盟／会長
	中学校	くぼ よしひろ 久 保 好 寛	広島県公立中学校長会／会長
	行政機関	やまたか りゅうじ 山 高 龍 治	広島県商工労働局／総括官（雇用労働）
	専門高校	よしむら かおる 吉 村 薫	広島県立広島工業高等学校／校長

3 委員の任期

2年間

4 広島県地方産業教育審議会の概要及び任務

産業教育振興法第11条の規定により設置している広島県の附属機関であり、その所掌事務は、同法第12条により、産業教育の振興を図る方法や産業教育に関する重要事項について、教育委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会又は知事に建議することとされている。

広島県地方産業教育審議会委員の選任に係る基本方針について

名称	広島県地方産業教育審議会
根拠規定	産業教育振興法第11条, 12条, 13条及び第14条 広島県地方産業教育審議会条例 広島県地方産業教育審議会規則
設置目的 及び任務	産業教育の振興を図るため, 広島県教育委員会又は知事の諮問に応じて調査 審議し, 及びこれらの事項に関して広島県教育委員会又は知事に意見を述べる。
委員の定数	10人以内 (広島県地方産業教育審議会条例第2条)
委員の任期	2年 (広島県地方産業教育審議会規則第2条)
報酬(令和2 年度)	10,300円/回
年間開催予 定回数	4回程度
選考基準等	<p>1 委員の人数について 10人とする。</p> <p>2 委員の構成について 産業界5人, 学識経験者等5人の委員で構成する。 (1) 産業界は, ①農業, ②工業, ③商業, ④家庭, ⑤看護・福祉の5分野か ら各1人とする。 (2) 学識経験者等は, ①大学, ②専修学校・各種学校, ③中学校, ④行政機 関, ⑤専門高校の5分野から各1人とする。</p> <p>3 委員の候補者の選出について (1) 産業界からの選出について 経済6団体及び本県を代表する企業の代表者等から選出することとし, 関係部局に候補者の推薦を依頼する。 (2) 学識経験者等の選出について ア 大学は, 県内の産業教育関係の学部を有する大学の代表者等から選出 する。 イ 専修学校・各種学校は, 県内の産業教育に関わる専修学校・各種学校 の代表者等から選出する。 ウ 中学校は, 広島県公立中学校長会の代表者等から選出する。 エ 行政機関は, 雇用労働に関する県内行政機関の長等から選出する。 オ 専門高校は, 職業を主とする専門高校の校長等から選出する。</p> <p>4 その他 (1) 次のいずれかに該当する者は原則として選任しない。 ア 最初の任命時において, 70歳を超える者 イ 再任の場合において, 任期中に75歳を超えることとなる者 ウ 5期を超える者 (2) 男女共同参画に努めるものとする。</p>